

改正

平成25年2月26日規則第1号

(趣旨)

第1条 この規則は、南島原市議会政務活動費の交付に関する条例（平成24年南島原市条例第14号。以下「条例」という。）に基づき交付される政務活動費について必要な事項を定めるものとする。

(交付申請)

第2条 政務活動費の交付を受けようとする会派の代表者は、毎年度4月5日までに、市長に対し、議長を経由して政務活動費交付申請書（様式第1号）を提出しなければならない。

2 半期の途中において新たに会派が結成されたときは、前項の規定にかかわらず、会派の代表者は、当該会派が結成された日の属する月の翌月5日（会派が結成された日が各月1日に当たるときは、当月の5日）までに政務活動費交付申請書を提出しなければならない。

3 前2項の規定により政務活動費交付申請書を提出した会派の代表者は、当該申請書の内容に異動が生じたときは、市長に対し、議長を経由して政務活動費変更交付申請書（様式第2号）を提出しなければならない。

4 会派を解散したときは、当該会派の代表者であった者は、市長に対し、議長を経由して会派解散届（様式第3号）を提出しなければならない。

(交付決定)

第3条 市長は、毎年度、前条第1項及び第2項の規定により申請のあった各会派について交付すべき年間分の政務活動費の額を決定し、当該会派の代表者に政務活動費交付決定通知書（様式第4号）により通知するものとする。

2 市長は、前条第3項の規定により変更交付申請書の提出を受け、当該年度に交付する政務活動費の額を増額又は減額したときは、当該変更交付申請書を提出した会派の代表者に政務活動費変更交付決定通知書（様式第5号）により通知するものとする。

(交付請求)

第4条 前条に規定する交付の決定を受けた会派の代表者は、条例第3条第5項に規定する政務活動費の交付日の10日前までに、市長に対し、当該交付月数分の政務活動費交付請求書（様式第6号）を提出しなければならない。

(収支報告書の写しの送付)

第5条 議長は、条例第7条の規定により提出された収支報告書の写しを市長に送付するものとする。  
(会計帳簿等の整理保管)

第6条 政務活動費の交付を受けた会派の経理責任者は、政務活動費の支出について会計帳簿を整理するとともに、領収書等の証拠書類を整理し、これらの書類を当該政務活動費に係る収支報告書の提出期限の日から起算して5年を経過する日まで保管しなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成24年10月1日から施行する。

(交付申請の特例)

2 この規則の施行の日の属する年度における政務調査費の交付申請は、第2条第1項の規定にかかわらず、平成24年10月5日までとする。

附 則（平成25年2月26日規則第1号）

(施行期日)

1 この規則は、平成25年3月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の南島原市議会政務活動費の交付に関する規則の規定は、この規則の施行の日以後に交付される政務活動費から適用し、この規則の施行の日前にこの規則による改正前の南島原市議会政務調査費の交付に関する規則の規定により交付された政務調査費については、なお従前の例による。

年 月 日

南島原市長 様  
（南島原市議会議長経由）

会派名

代表者名



政務活動費交付申請書

南島原市議会政務活動費の交付に関する規則第2条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 会派の名称

2 会派結成年月日

3 代表者名

4 経理責任者名

5 所属議員数 \_\_\_\_\_人（ \_\_\_\_\_月1日現在）

6 交付申請額 \_\_\_\_\_円  
（ \_\_\_\_\_円× \_\_\_\_\_月× \_\_\_\_\_人）

年 月 日

南島原市長 様  
（南島原市議会議長経由）

会派名

代表者名



政務活動費変更交付申請書

南島原市議会政務活動費の交付に関する規則第2条第3項の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 異動の内容

区 分	新	旧	異動年月日
会派の名称			
代表者名			
経理責任者名			
所属議員数	人	人	
交付申請額	円	円	

年 月 日

南島原市長 様  
（南島原市議会議長経由）

会派名

代表者名



会派解散届

南島原市議会政務活動費の交付に関する規則第2条第4項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1 会派の解散年月日

2 所属議員数 \_\_\_\_\_人

南島原市指令第 号  
年 月 日

会派名

代表者名

様

南島原市長



政務活動費交付決定通知書

年 月 日申請のあった政務活動費の交付について、下記のとおり決定したので、南島原市議会政務活動費の交付に関する規則第3条第1項の規定により通知します。

記

1 年度政務活動費交付決定額（年額） \_\_\_\_\_ 円

南島原市指令第 号  
年 月 日

会派名

代表者名 様

南島原市長



政務活動費変更交付決定通知書

年 月 日変更交付申請のあった政務活動費の交付について、下記のとおり決定したので、南島原市議会政務活動費の交付に関する規則第3条第2項の規定により通知します。

記

- 1 既交付決定額 \_\_\_\_\_ 円
- 2 変更交付決定額 \_\_\_\_\_ 円
- 3 増減額 \_\_\_\_\_ 円

南島原市長 様  
（南島原市議会議長経由）

会派名

代表者名



政務活動費交付請求書

南島原市議会政務活動費の交付に関する規則第4条の規定により、  
下記のとおり政務活動費を請求します。

記

1 今回請求額 金 \_\_\_\_\_ 円  
ただし、 \_\_\_\_\_ 年 月分 ~ \_\_\_\_\_ 年 月分

2 交付月の基準日における所属議員数 \_\_\_\_\_ 人

3 政務活動費計算書

交付決定額	_____ 円
変更交付決定額	_____ 円
既受領額	_____ 円
未受領額	_____ 円

4 振込金融機関名等

金融機関名	_____		
預金種別	_____	口座番号	_____
ふりがな	_____		
口座名義人	_____		

※ 請求者と口座名義人が異なるときは、政務活動費の受領に係る委任状を添付すること。